

# 京大若手会変更・キャンセル連絡受付

京大若手会会長：ジーコ

●1次会や2次会の参加・不参加の変更やキャンセル等の変更連絡は**このみ受付**、**変更理由と変更内容をコメント欄にも簡潔に記入して下さい**。●

- 各イベントごとに定められた**無料キャンセル期限前**であれば、**無料**でキャンセルが可能です。
- 変更・キャンセルの連絡はこのフォームでのみ受付しております。メール等では受付致しません。**
- 期限後のキャンセルは実費精算の会を除いた参加費の割引なし「**全額のキャンセル料**」の支払いが必要です。
- 振込期限**は参加予定のイベント**開催日から1週間以内まで**でお願いします。振込手数料は各自負担です。
- 京大若手会キャンセル料振込先：みずほ銀行 新橋支店(130)普通口座 2743181 京都大学同窓会若手会**
- 振込時振込者名を「●●●●氏名■」(●は開催月日4桁の数字、■は名簿番号、氏名はフルネーム)にして下さい。
- キャンセル料を振込後、必ず [kyodai.heisei@gmail.com](mailto:kyodai.heisei@gmail.com) に連絡して下さい(必須)**。振り込んだお金はいかなる理由でも**返却しません**。

過去キャンセル料  
**未払い者**  
(クリックで詳細表示)

振込期限:開催日  
から1週間以内  
1週間過ぎても振  
込が確認できない  
場合、「未払い者」  
リストに掲載。

京大若手会はボランティアの会です。幹事の皆さんも一般参加者の皆様と同様に参加費を支払っています。各イベントでは事前参加人数に合わせて予算規模を調整し支出しています。**キャンセル料を支払わない場合、会の継続運営に大きな影響を与えます。**

やむを得ない事情で参加できない場合、必ず早めにキャンセル手続きをして下さい。また、**期限後のキャンセルは、必ずここで手続きをした後**、キャンセル料(実費精算を除いた参加費の**全額**、**キャンセルの場合割引制度が適用外**)を上記の指定口座に振り込んで下さい。

## 京大若手会変更・キャンセル連絡

※上記をお読みになって、ご理解の上、「京大若手会変更・キャンセル連絡」をクリックして、必要事項をご入力下さい。

- ★**キャンセル連絡の後**、配布される「**参加者名簿**」に**名前が薄黒で塗り潰してあること**を必ずご確認下さい。**名前は名簿から削除されません**。★
- ★**変更・キャンセル連絡が開催日から逆算して1週間以内**の場合、ここから連絡した後、**必ずメールでも同時に連絡**して下さい★

■**キャンセル料の算出例**■ ※やむを得ない場合を除き、無料キャンセル期間中のキャンセルをお願い致します。

- 1次会と2次会ともキャンセルの場合 (★領収書が不要の場合。領収書が必要な場合、**発行手数料**の振込も忘れずに。)
  - 例1：1次会参加費：5,000円、2次会参加費：実費精算 ⇒キャンセル料：5,000円 ※1次会と2次会の合計金額
  - 例2：1次会参加費：5,000円、2次会参加費：3,000円 ⇒キャンセル料：8,000円 ※1次会と2次会の合計金額
- 1次会か2次会のみキャンセルの場合、其々の金額をご入金下さい。事前金額を通知していない「**実費精算**」の2次会のみキャンセルの場合、キャンセル料が無料です。
- 「**幹事割引**」(幹事登録済者への割引制度)等割引制度がある場合でも、**キャンセルの場合割引制度が適用しないため**、割引前の正規料金の**全額**を振り込んで下さい。

領収書が必要な場合、発行手数料も合わせて振込を。  
手数料は参加申込時既に「必要」だと書いた方は1,000円、  
書いてなかった方は2,000円。発送はPDF 到着払い宅配。  
領収書の発行日は料金振込日ではなく若手会開催日となる

※注：

- 振込期限(開催日から1週間以内)**が過ぎてもキャンセル料が振り込まれない場合、その方の氏名・所属等個人特定できる情報を「**未払い者リスト**」(**REDLIST**)に掲載する。  
※①**キャンセル料不払い**や②**学歴・年齢に嘘をついた場合**、その方の氏名・所属等個人特定できる情報を若手会関係者(約3000人)に**通報し、支払うまでその情報を若手会HP上で公開する**。
- キャンセル料不支払の場合、次回参加時に遡及して支払って頂きますのでご注意ください。悪質な場合は、様々な法的手段を講じる可能性もありますのでご了承下さい。
- 特別な事情でキャンセルされる場合、必ず幹事団や役員にご連絡下さい。役員全員が納得できる非自身原因の客観的な理由であれば、キャンセル料の免除は可能。(実績あり)**

※**非自身原因の客観的な理由例**：①交通事故で入院、②家族に不幸がある、③大地震で家が崩壊、④家がミサイルに撃たれた、⑤米国大統領が自宅を緊急訪問等。**場所・日時の間違いや病氣・仕事都合は自己管理責任の為、免除理由にならない。**

[京大若手会ホームページに戻る](#)